



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

## 中国保稅メンテナンスの動向

保稅は外国貨物に対する関稅の徴収を一定期間猶予する制度です。中国にも保稅制度は存在し、企業は税関の認可を受けて納稅手續をせずに貨物を国内に持ち込み、国内で保管や加工、組み立てをした後に再び国外に運び出すことができ、保稅制度は中繼貿易や加工貿易にも有利な仕組みといえます。近年、中国は国内における保稅メンテナンスの發展促進を目的に、各種規定の整備を進めており、2025 年までにより包括的な保稅メンテナンスに関わる政策整備を目標に掲げています。

本稿では、中国保稅メンテナンスの基本情報や関連規定の動向、中国各地の保稅メンテナンスを活用した産業分野を紹介します。

### 1. 中国保稅メンテナンスとは？

中国における保稅メンテナンスとは、企業が「保稅」の形で破損部品、機能障害、品質欠陥などの問題がある貨物または輸送機器を国外から中国域内に持ち込み、検査や修理をしてから国外に再出荷する方法を指します。

中国で生産されたパソコンや電子機器が A 国で使用されるケースを例に挙げて考えると、A 国で使用される製品に不具合が発生した場合に、修理や検査のために A 国から中国国内に持ち込むとき、通常は輸入扱いとなり、中国側で関稅等が生じます。しかし、「保稅メンテナンス」を利用すると、保稅扱いで中国国内に持ち込んで検査・修理をすることができ、通常の輸入手續を経て検査や修理をする場合に比べて、短いリードタイムで A 国消費者の手元に製品を戻せるようになることが期待できます。

### 2. 保稅メンテナンスに関する規定の動向

2022 年 7 月 1 日時点において、保稅メンテナンスの関連規定は、従来の税関特殊監督管理区域を対象にした規定運用から、総合保稅区と自由貿易試驗区を対象とする規定運用に移行しつつあります。過去から現在までの規定の変遷は次のとおりです。

中国の税関総署から 2015 年に 59 号公告【1】、2018 年に 203 号公告【2】がそれぞれ公布され、税関特殊監督管理区域内外において企業が携わる保税メンテナンスの範囲や手続、要件が明確にされました。その後、2019 年に国務院によって総合保税区の高度な開放と質の高い発展の促進を掲げた 3 号意見【3】が公布され、その中に総合保税区内企業による高度技術、高付加価値、環境要件を満たす保税検査とグローバルなメンテナンス業務の従事を認める内容が盛り込まれました。

3 号意見は税関特殊管理区域【4】の一形態である総合保税区に検査・メンテナンスの機能を付与して発展させるという方向性を示しました。これは、複数ある税関特殊管理区域の形態の中から総合保税区に焦点を当てて保税メンテナンスを発展させるという方針の現われと感がられますが、その背景には、税関特殊管理区域（以下「特殊区域」）の統合という事情が関係しています。

特殊区域の統合背景は、「特殊区域に対する政策方針の転換」と「時代の変化に伴った特殊区域に対するニーズの変化」という 2 つの要因に分かれると考えられます。前者に関し、国務院が 2012 年に公布した 58 号意見【5】の中では既存の特殊区域を徐々に「総合保税区」に統合していく意見が述べられており、2015 年に国務院弁公庁が公布した 66 号通知【6】の中で正式な政策方針となりました。後者に関し、特殊区域は 1990 年から導入が進み、設立当初は政策によって付与された機能の特徴がそれぞれ明確でしたが、時代の変化に伴い、企業が特殊区域に対して包括的なニーズを求める動きが高まり、既存の特殊区域を土台に総合保税区を設立し、各特殊区域の政策と機能の一部を統合・最適化する流れが誕生しました【7】。



1 「税関特殊監督管理区域内における保税メンテナンス業務の関係監督管理問題に関する税関総署の公告」、税関総署公告 2015 年第 59 号

2 「保税メンテナンス業務の監督管理の関係問題に関する税関総署の公告」、税関総署公告 2018 年第 203 号

3 「総合保税区の高い水準の開放と質の高い発展に関する国務院の若干の意見」、国発 [2019] 3 号

4 「税関特殊監督管理区域の科学的発展に関する国務院の指導意見」、国発 [2012] 58 号

国務院の批准を経て設立された税関特殊監督管理区域は計 6 つの形態（保税区、輸出加工区、保税物流園区、クロスボーダー工業区、保税港区、総合保税区）があります。

5 「税関特殊監督管理区域の科学的発展に関する国務院の指導意見」、国発 [2012] 58 号

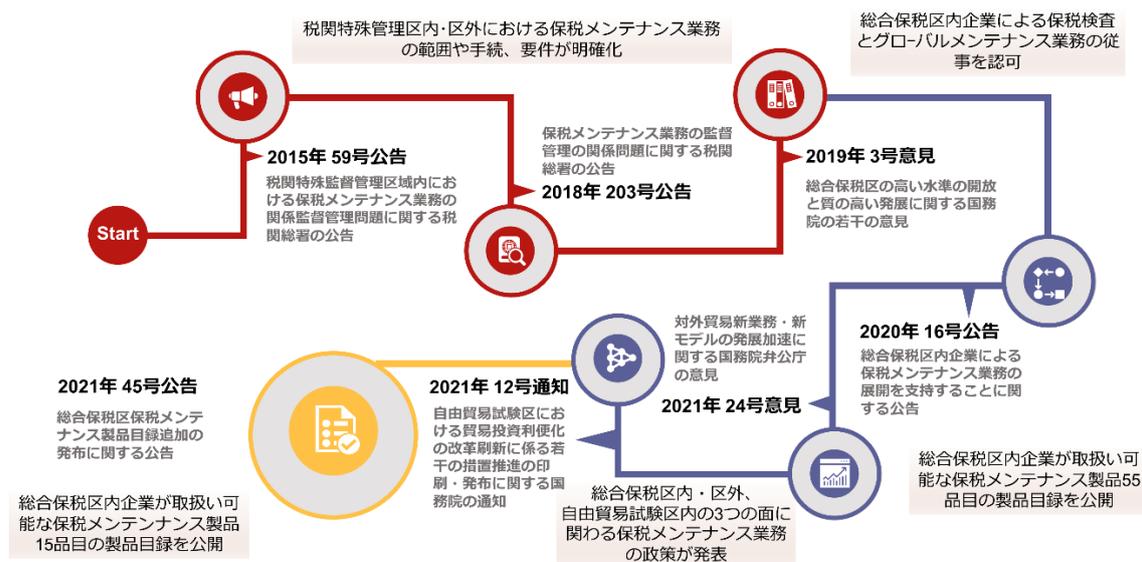
6 「税関特殊管理区域の統合・最適化案に関する国務院弁公庁の通知」、国弁発 [2015] 66 号

7 2019 年 1 月 10 日 「総合保税区の高い水準の開放と質の高い発展に関する国務院の若干の意見に関するメディア向けブリーフィング」

2020年に入ると、商務部、生態環境部と税関総署が合同で16号公告【8】を公布し、総合保税区内で企業が従事する保税メンテナンスの関連要件が明確にされ、区内企業が取扱い可能な保税メンテナンス製品の製品目録（第一弾）が公開されました。同製品目録は計55品目が収録され、総合保税区内において保税メンテナンスで取扱い可能な品目が明示されました。その後、2021年の7月に国務院から24号意見【9】が公布され、総合保税区内・区外、および自由貿易試験区内という3つの面に関わる保税メンテナンスの政策が打ち出されました。

2021年9月に国務院は12号通知【10】を公布し、自由貿易試験区内企業が総合保税区内保税メンテナンス製品目録に沿って保税メンテナンスに携わることを支援する旨を正式な政策として決定しました。その後、2021年12月30日に商務部、生態環境部、税関総署は合同で45号公告【11】を公布しました。45号公告では、総合保税区内企業が取扱い可能な保税メンテナンス製品15品目（ARグラス、VRグラス、ドローンなど）が明記された製品目録（第二弾）が公開され、総合保税区内における保税メンテナンスの形態と条件が一層緩和されました。

## 保税メンテナンスの関連規定



### 3. 中国各地の保税メンテナンスを活用した産業分野

中国全体で総合保税區の数は155カ所に達しており、中国全土の保税メンテナンスに関する輸出入額は2021年に1,856.7億元を記録し、前年対比3.8%増となりました【12】。保税

8 「総合保税区内企業による保税メンテナンス業務の展開を支持することに関する公告」、商務部、生態環境部、税関総署公告（2020年第16号）

9 「対外貿易新業務・新モデルの発展加速に関する国務院弁公庁の意見」、国弁発〔2021〕24号

10 「自由貿易試験区における貿易投資利便化の改革刷新に係る若干の措置推進の印刷・発布に関する国務院の通知」、国発〔2021〕12号

11 「総合保税区内保税メンテナンス製品目録追加の発布に関する公告」、商務部・生態環境部・税関総署公告2021年第45号

12 [http://paper.people.com.cn/rmrbhwb/html/2022-02/18/content\\_25903685.htm](http://paper.people.com.cn/rmrbhwb/html/2022-02/18/content_25903685.htm)

メンテナンスは、航空機、航空部品、船舶、電子機器など多様な産業分野に広がっています。

## 保税メンテナンス活用の産業分野例



出所：2018年から2022年の公開情報を基に不完全統計により作成

なお、一部地域は特定産業に特化した保税メンテナンス産業の育成に乗り出しています。なかでも、天津は航空機産業に関わる企業が集積しており、地元政府も航空保税メンテナンスおよび再製造産業の発展を重視し、独自の措置を講じて他地域との差異を図っています【13】。報道によると、2022年1月から4月まで、保税メンテナンス・再製造された天津市の航空完成機の数是中国全土で最も多く、天津市の航空完成機の輸出入保税・再製造された機体は16機、保税メンテナンス・再製造・輸出入された全国の航空機全体の64%を占め、輸出・メンテナンス・再製造された航空機は10機、全国の45.5%を占めています【14】。

#### 4. まとめ

保税メンテナンスは、企業にとって資金コストや時間コストの面で物品を一般貿易による輸入や持ち込んで修理するよりもメリットが大きく、より短いリードタイムで修理した物品をユーザーに届けることができます。天津の例のように特定産業の集積を活用して特定産業に対する保税メンテナンスを重視した独自措置をとる地域もあります。保税メンテナンスを検討する企業においては、自身の関わる産業分野の集積状況や地元政府による独自措置や優遇策等にも留意しておくことが肝要です。

以上

13 「天津自由貿易試験区空港片区による航空保税メンテナンス・再製造産業の発展を支持・奨励に係る若干の措置」、津保管発〔2019〕20号

14 [https://view.inews.qq.com/a/20220514A03MRJ00?refer=wx\\_hot](https://view.inews.qq.com/a/20220514A03MRJ00?refer=wx_hot)

注：上記情報は公開されている各種公式情報に基づき収集整理した情報であり、一般的な参考情報として供することを目的としてのみ作成されたものです。上記情報に含まれる内容は政策および法律改正等の要因により、通知なしに変更される可能性があり、その正確性および確実性を保証するものではなく、弊所は上記情報の全部又は一部に起因するいかなる直接又は間接的な損失および損害に対して、いかなる責任も負いません。

上記情報に関するご不明点は、下記担当者までお問合せください。

日本窓口：

黒田（東京）

中国大陸窓口：

中野（大連）

坂口（上海）

info@shiminlaw.com